

パーソナル手帳に関するQ&A

Q パーソナル手帳はだれが作り、持っておくものですか。

A 作成し、管理するのは保護者（または本人）です。お子さんの支援に関する大切な情報ですので、本人や保護者が大切に持って、必要なときにお使いください。

なお、書き込む内容についてお困りの場合は、各関係機関の担当者にご相談ください。

Q パーソナル手帳はどこで手に入りますか。

A 宇部市の障害福祉課をはじめ、教育支援課、子育て世代包括支援センター（Ubeハピ）、そらいろ、うべつくし園 などに置いてありますので、お問い合わせください（申請書の記入が必要です）。

また、宇部市のホームページにも掲載してありますので、必要なページを印刷して使っていただくことができます。

なお、データはワード形式ですので、ダウンロードして作成することも可能です。

Q パーソナル手帳はどのように書いていけばよいですか。

A 「パーソナル手帳」の様式に沿って、書き込みます。どのページからでも作ることができ、すべてのページをもれなく書き込まなくてはならないということはありません。また、教育相談、診察のときなどで聞かれた内容を記入したり、資料をファイルに挟んだりすることもできます。

なお、パーソナル手帳は、以下の項目などで構成され、主に保護者が記入します。

主な項目

プロフィール、サポートマップ、身体・内面的な特徴について、現病歴、常用薬、成長過程チェックリスト、保育園、小・中学校での様子、など

Q 子どもは成長していくので、何時記入すればよいのか、更新のタイミングに迷います。

A 何時記入しなければならない、という決まりはありません。年に一度、時期を決めて記入してもいいですし、成長を感じたときに適宜記入してもいいかと思います。複数回記入することによって、成長過程を残していくことができると思います。

Q パーソナル手帳はどのように使うのですか。

A パーソナル手帳は、進級、進学、診察、就職されるときや、福祉サービスや相談機関を利用する際にお見せし、どのような支援を必要としているか、配慮してほしいことなどを伝えるときにお使いください。

また自分手帳としてお子さんの成長記録を残していくためにも是非お使いください。

Q パーソナル手帳を使うと、どのようなよいことがありますか。

A パーソナル手帳をお子さんに関わっている関係機関の方々に見せることで、何度も同じ説明をすることなく、お子さんの今までの様子を伝えることができます。

また、パーソナル手帳の活用により情報共有がスムーズに行われると、今必要としている支援を引き続き受けることができるので、お子さんの周りの状況が変わっても、安心して生活を続けることができます。

さらに、関係機関等からのお子さんに関わる資料を挟むことにより、お子さんの情報を一つにまとめることができます。

Q パーソナル手帳以外にどんな資料を挟むといいですか？

A 例えば下記のような資料を挟み込むことで成長過程をしっかりと残しておけます。

○母子手帳 ○個別の教育支援計画

○通知表 ○健康診断の結果 ○事業所のフェイスシートの写し

○薬の記録 ○寄宿舎の記録 ○個別支援計画

○おくすり手帳 ○サービス受給者証 ○障害手帳 ……など

Q 記入する欄が狭いのですが。

A 記載する場所については、枠を設けていますが、余白を利用しても構いませんし、自由記載欄の活用や、コピーしての追加記載も可能です。

なお、ホームページ上にワード形式の手帳を掲載していますので、ダウンロードしたうえで、使いやすいように欄の幅を広くするなどして使用していただいて構いません。

Q 本人の自己理解のための活用は可能ですか？

A 本人にひとつひとつ聞きながらチェックすると、本人も自分自身のことに気づき、自己理解につながることもありますので、ぜひ活用ください。

ただし、必要以上のプレッシャーになったり、気持ちが落ち込んだりすることのないよう配慮することを、忘れないでください。

Q 保護者から記入の依頼があった場合、必ず書かないといけないものですか？

A 手帳は、お子さんを支援する支援者が情報を共有することで、切れ目のない、より良い支援を行うことが目的ですので、なるべく賛同し、協力をお願いします。

また、各支援機関で作成している、個別の支援計画（学校であれば「個別の教育支援計画」、事業所であれば「サービス等利用計画」や「個別支援計画」など）を挟み、記入の代わりにすることで、手間を省いてもかまわないと思います。

Q 保護者記入欄に空白が多いときなどはどうすればよいですか？

A 気づいた支援者が、保護者に声をかけて、一緒に記入する機会をもつなど、なるべく協力をお願いします。保護者がその場で思い出せないなどといった場合で、支援機関に情報がある場合は、その情報が記入できるよう内容の開示について配慮をお願いします。

Q 支援者は、保護者に対して、手帳を持っていれば見せてほしいと言ってもいいですか？

A 情報を開示するかは保護者の判断ですが、支援に役立てるため、ぜひ保護者に声をかけてください。

Q 個人情報に関わる内容となりますが、学校の担任などの支援者が見ることは問題ないですか。

A 手帳は、保護者の判断のもとでお子さんの情報が記入されています。もし支援者が加筆する場合は、保護者に対して開示するものと思いますので、他の支援者にお子さんの情報を開示するかどうかは、保護者が決めます。

よって、保護者の了解をいただいたページをご覧くださいいただければと思います。